マージン率等の公開資料

労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1　労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	東京都中央区日本橋本町 4-15-1　タカコービル 5 階
許可番号	派 13-303933

※令和 8 年 6 月 1 日現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 （1 日 8 時間あたりの平均）	②労働者派遣の賃金 （1 日 8 時間あたりの平均）	マージン率 （① -②）÷①
90	31	20,761 円	14,800 円	28.7%

☆マージン率とは

派遣先より株式会社ビジネス・サポートセンターに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率と言います。

☆マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）	
会社運営費	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（事務管理費等）
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、事務所費、通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2　教育訓練に関する事項

・情報セキュリティ教育　　・ビジネスマナー教育　　・各種 PC 研修

3　その他参考と認められる事項

首都圏デジタル産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

4　労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か:締結済

協定労働者の範囲:本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者

労使協定の有効期間の終期:2027 年 3 月 31 日